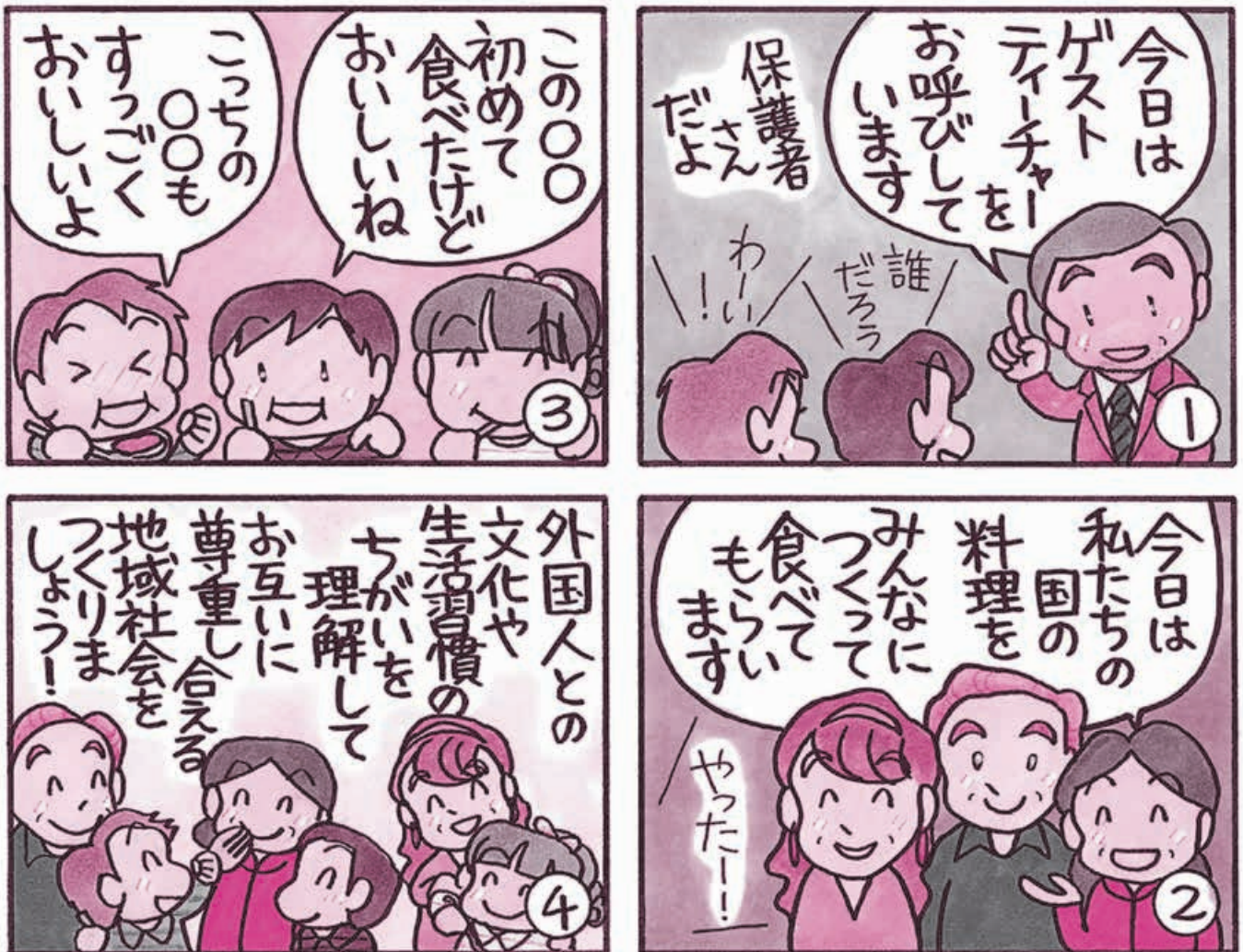




「ちがい」を理解すると「おいしい」ね！



(漫画：桜田幸子さん)

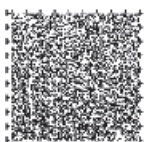
多文化共生の地域づくりを目指して

国際化の進展に伴い、日本に在住、あるいは訪問する外国人が増えています。就労差別や入居・入店拒否など、日常生活において差別事例が発生しています。

本県においても、在留外国人数は増加傾向にあり、観光やビジネスなども含め、諸外国との人的・物的交流の規模は今後も拡大していくと考えられます。

外国人に対する偏見や差別は、異なる民族・国・地域・文化等について正しい理解がなされていないことや、伝統的な価値観を有する地域社会の中で、外国人や異文化に対して閉鎖的になっていることなどが要因だと考えられます。

いろいろな国の人と交流し、歴史や文化の違いを知ることでお互いを一人の人間として認め合い、尊重し合う関係を築くことが大切です。



どんな課題がありますか？

外国人であるというだけで、不当な扱いを受けること

アパートへの入居や店舗への入店、施設の利用などを断られることがあります。また、就業を断られたり、就業した後の待遇面で差別されたりすることもあります。さらに、様々な店舗や施設、公共機関などで十分なサービスを受けることができないといった問題もあります。

ヘイトスピーチ

特定の民族や国籍の人々を誹謗中傷したり、排斥したりする言動です。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることにもつながりかねません。

どんな取組みが行われていますか？

● 関係する主な条約・法律等

- 人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約）〔1965国連での採択 1995日本の批准〕
- 地域における多文化共生推進プラン〔2006策定〕
- ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）〔2016制定〕
- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策〔2018閣議決定〕
- 日本語教育の推進に関する法律〔2019制定〕

在留外国人に対しては、社会保険、国民健康保険、国民年金、雇用保険への加入対象になるなどの措置が取られています。

また、労働基準法などの労働に関する法律は、国内における労働であれば、日本人であるかどうかに関わらず適用されます。さらに、外国籍の子どもも日本の学校に就学することができます。

● 熊本県の主な取組み

1 外国人との相互理解を深めるための啓発や交流の推進

外国人への偏見や差別の解消に向け、県民一人一人が、異なる民族・国・地域の文化等についての正しい知識と広い視野を持って外国人との相互理解を深めていけるよう、啓発や交流を推進します。

2 多文化共生の地域づくり

行政、学校、企業・民間団体、県民などが、外国人の人権についての関心を高め、国籍や民族の違いを超えた、外国人が暮らしやすく、活動しやすい「多文化共生の地域づくり」を進めていきます。

【関係する主な計画等】

くまもと国際化総合指針〔2009策定〕

交流と共生による「夢と希望あるくまもと」の実現を目指して策定されました。在留外国人住民の増加に対応し、「多文化共生社会」の地域づくりを進めるために、「コミュニケーション支援」「生活支援」「多文化共生の理解促進」の3つの施策に取り組んでいます。

令和元（2019）年には外国人サポートセンターを開設し、外国人の方が安心して暮らせるように、多言語による生活相談を行っています。

ヘイトスピーチ対策についての強化策を求める意見書〔2015〕

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が社会的関心を集めています。国際連合からもいわゆる「人種差別撤廃条約」の締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告を受けています。こうしたことを受けて、熊本県議会において、全会一致で可決され、国における適切な対応を求めています。

